

## 地域連携推進会議Q&A

No	質問	回答	備考
1	地域連携推進会議の開催日に見学を同日に行ってもよいか	<p>施設規模によっては、見学のみでは短時間で終了することや複数回の招集が困難な場合があること等を踏まえ、下記の全てに該当する場合、会議及び見学の機会を一体的にすることも可能とします。 ただし、この場合でもそれぞれに開催することは差し支えありません。</p> <p>【要件】 ①施設見学が概ね30分以内で終了することが見込まれる ②会議及び施設見学を一体的に開催しても概ね2時間以内で終了することが見込まれる</p>	
2	第三者評価を実施した場合、地域連携推進会議する必要はあるのか。	第三者評価をした年度に限り、地域連携推進会議の開催の必要はありません。	
3	地域連携推進会議を利用者等が参加しやすい会議名に変更して、会議を開催してもよいか。	実態が同じであれば、会議名を変更しても差し支えありません。	
4	会議に参加した場合、費用を支払う必要はあるのか。	各法人の内部規定にそって、ご対応ください。	
5	地域連携推進会議の委員に任期はありますか。	任期は特にありません。	
6	地域代表の都合により、同一法人の同じ地域の障害者支援施設やグループホームが会議を同時に行うことはできますか。	<p>同一法人の障害者支援施設等が複数の地域連携推進会議を開催する場合、次の要件を満たす場合は、同時開催できるものとします。 (要件) ・同一法人の障害者支援施設・グループホームであること ・障害者支援施設・グループホームが同じ地域にあること ・他の地域連携推進員が承諾していること</p>	
7	地域代表の都合により、別法人の同じ地域の障害者支援施設やグループホームが会議を同時に行うことはできますか。	別法人の複数の地域連携推進会議を開催する場合、No6の要件を満たさないため、同時開催できません。	